

社会福祉法人 寧楽ゆいの会
身体拘束適正化のための指針

I. 法人内における考え方

身体拘束は利用者の行動の自由を制限するものであり、尊厳のある生活を阻むものであるため、社会福祉法人寧楽ゆいの会は、利用者の尊厳を守るために身体拘束ゼロを目指します。

寧楽ゆいの会では利用者それぞれの可能性や「意思」「希望」を尊重するという理念のもとに活動をしています。通所、訪問、相談活動において、支援体制や施設面からも身体拘束を行なう環境ではありません。しかし、言動による虐待行為も身体拘束と規定されていることから、こうした行為に至らないように努めます。

身体拘束となる具体的な行為

（虐待防止法第2条7項より）

- ①車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢を紐やベルトで固定する
- ②車いすテーブルや、立ち上がり困難な椅子を使用する
- ③鍵がかかる居室等に隔離する
- ④指示・命令など威圧的な言動・対応をする
- ⑤要望に対し無視・無関心・支援拒否等をする

II. 身体拘束適正化のための体制

虐待防止・身体拘束適正化委員会（以下、委員会）を設置します。（設置要綱制定）
虐待防止、身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認や改善について検討します。
「ヒヤリ・ハット報告」を毎月1回確認して事例を分析し、必要に応じて委員会を開催します。

III. 虐待防止・身体拘束適正化のための研修

年1回、法人内研修を実施します。また、奈良県、奈良市開催等の虐待防止研修に積極的に参加します。

IV. 身体拘束を未然に防ぐ対応

1. 利用者に対し、関心を持って関わります
2. 職員や関係機関の間で必要な情報を共有し、利用者の状況を理解します
3. 対応について職員が抱え込まないように、職場環境を整えます

V. 身体拘束を行なわざるを得ない場合の対応

1. 本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行なわなければならない場合は、以下の3要件を満たしているか厳密に検討し、実施します。

3要件

- ・本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ・身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する方法がない
- ・身体拘束その他の行動制限が一時的である

2. 原則として以下の手順に従って実施します。

①委員会への相談

委員会を中心として、関係職員等と上記3要件をすべて満たしているかどうか、厳密に検討したうえで、行います。

- ②事後、速やかに利用者本人やご家族に説明を行ない、十分な理解が得られるように努めます。

- ③身体拘束の内容等について事故報告書を委員会へ提出し保管します。

附則

この指針は2022年4月1日から施行する。